

## 随意契約及び比較見積の省略について理由書

### 工事名:両建設管理課の移転集約に伴う改装工事(B工事)

泉州港湾・海岸部の組織再編に伴い、堺泉北建設管理課及び阪南建設管理課を泉大津へ移転集約するにあたり、集約先となる堺泉北港ポートサービスセンタービル(以下「ビル」)の改装工事を行う必要があります。

今回改装工事を行うB工事は、ビル所有の施設である「分電盤等電気設備」、「防災設備」、「空調・換気設備」、「セキュリティ設備」の移設増設、「既設壁」の撤去を実施するものであります。

ビルの改装工事に関しては、ビル所有者である(有)エスアンドアイと大阪府との賃貸借契約書に、(有)エスアンドアイが指定する業者で施工するよう規定されております。

(株)ビケンテクノは、(有)エスアンドアイから管理業務を委託されている(株)ベスト・プロパティより、改装工事の施工を指定され、ビル側が担う設備等のメンテナンス等業務を請け負っております。

以上の事由により、本工事を実施できるのは(株)ビケンテクノ以外にないことから、同社より見積書を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積徴取すべきところではありますが、同規則の運用第62条関係第2項第1号(特定のものでなければ履行できないもの)の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。